

CAP 制（履修単位制限）に関する申し合わせ

CAP制とは、学期ごとに履修できる授業科目に単位数で上限を設定する制度のことをいいます。

本学では、1年間に履修できる上限を基本的に52単位とします。

なお、卒業要件に加算されない科目である「教職に関する専門教育科目」等は対象外とします。また、成績優秀であることその他、特段の理由がある場合は、上限単位の緩和を認めることとします。

GPA 制度活用に関する申し合わせ

本学では、Grade Point Average (GPA) が1.0未満の学生に対して、退学勧告あるいは担任教員等による個別の履修指導を行うこととする。

GPAの算出方法については、下記の通りとする。

1. 授業科目ごとの成績を素点に応じて、5段階（S,A,B,C,F）で評価。
2. それぞれの段階に対して「S=4.0」「A=3.0」「B=2.0」「C=1.0」と Grade Point を付与。
3. 以下の式に当てはめてGPA を算出

GPA の計算式

$$\text{GPA} = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たGrade Point})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

※計算値は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位で表記

Grade Point の内訳

- 4点：S 評価（90点以上）
- 3点：A 評価（80点以上89点以下）
- 2点：B 評価（70点以上79点以下）
- 1点：C 評価（60点以上69点以下）
- 0点：F 評価（59点以下）と学期途中の履修取止め

附則 この申し合わせは令和2年10月15日から施行する。
ただし、平成31年度入学生から適用する。